

○部外競技会に参加する場合の勤務の取扱いについて

(平成11年6月25日例規第31号)

[沿革] 令和3年3月例規第16号改正

職員が、警察機関以外の公的団体又は全国規模の競技団体が主催し、又は共催する都道府県レベル以上の競技会（これらの競技会の一環として実施される地区レベルの予選競技会を含む。以下「特定部外競技会」という。）に参加する場合における勤務の取扱いについては、下記により取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 公務として取り扱う場合

所属長は、職員のうち奈良県警察術科訓練要綱の制定について（昭和50年3月例規第7号）別記奈良県警察術科訓練要綱第8の2の(3)に基づき術科特別訓練員に指名された者その他警察本部長が適当と認めた者が、次に掲げる競技の種目に関して、特定部外競技会（国内で行われるものに限る。）に選手（補欠を含む。以下同じ。）として参加する場合は、公務として取り扱うものとする。

- (1) 柔道
- (2) 剣道
- (3) 射撃
- (4) ロードレース
- (5) その他警察本部長が適当と認めるもの

2 年次有給休暇又は職務に専念する義務の免除として取り扱う場合

特定部外競技会に職員が審判又は役員として参加する場合及び特定部外競技会以外の競技会に職員が選手又は審判若しくは役員として参加する場合は、原則として年次有給休暇の取得によるものとし、警察本部長が必要と認め、奈良県人事委員会の承認を得たものについてのみ、職務に専念する義務の免除として取り扱うものとする。

3 その他

所属長は、職員が特定部外競技会に監督若しくはコーチとして参加する場合又は特定部外競技会であって、海外で行われるものに選手、監督若しくはコーチとして参加する場合に当たっては、その都度、当該職員の勤務の取扱いについて警務部警務課長と協議の上、警察本部長の承認を得なければならない。